

令和5年第3回大衡村議会定例会会議録 第1号

---

令和5年9月5日（火曜日） 午前10時開会

---

出席議員（12名）

1番 山本 信悟	2番 早坂 美華	3番 鈴木 和信
4番 小川 克也	5番 佐野 英俊	6番 赤間しづ江
7番 文屋 裕男	8番 細川 運一	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 石川 敏	12番 高橋 浩之

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	小川ひろみ	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	代 表 監 査 委 員	和泉 文雄
総務課長代理	関内 秀博	企 画 財 政 課 長	残間 文広
総務課長補佐			
住 民 生 活 課 長	早坂紀美江	税 務 課 長	堀籠 淳
健 康 福 祉 課 長	金刺 隆司	産 業 振 興 課 長	渡邊 愛
都 市 建 設 課 長	後藤 広之	学 校 教 育 課 長	森田祐美子
社 会 教 育 課 長	大沼 善昭	指 導 主 事	福田 美穂
会 計 管 理 者	亀谷 明美	子 育 て 支 援 室 長	小川 純子

---

事務局出席職員氏名

事務局長	堀籠緋沙子	次長	小原 昭子	書記	残間 頼
------	-------	----	-------	----	------

---

議事日程（第1号）

令和5年9月5日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定

### 第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じ

---

午前10時00分 開 会

議長（高橋浩之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和5年第3回大衡村議会定例会を開会いたします。

ここで議長より申し上げます。現在、クールビズ施行中でありまして、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。執行部におかれましても、そのようお願いいたします。

これより、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項及び委員会の閉会中の所管事務調査に係る報告、監査委員から提出のあった例月出納検査結果についての報告書は、配付している写しのとおりであります。

事務組合等に関する報告書については、報告文書表のとおりであります。各報告書は議員控室に備えておりますので、縦覧願います。

陳情書等については、配付しております陳情書等文書表のとおりであります。今回は全て配付のみとさせていただきます。ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番早坂美華さん、3番鈴木和信君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

議長（高橋浩之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9月15日までの11日間と決定いたしました。

ここで村長に、招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和5年第3回大衡村議会定例会を招集しましたところ、議員皆様におかれましては、何かとご多用のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

ここに、招集の挨拶並びに提案の理由を説明させていただきます。

まずもって、今年の夏は異常なくらいに暑い日が続いた夏だったと思われま

す。仙台では、真夏日が50日を超え、観測史上最多となっており、今週は気温も若干落ち着いていたものの、先週までは厳しい残暑が続いた毎日でした。それに伴い、熱中症による救急搬送も8月27日までの数値にはなりますが、県内では、昨年より813人多い1,942人が救急搬送されたそうであります。

また、8月31日には水稻の作柄概況が発表され、宮城県や岩手、福島は、やや良の見通しとなり、また、稲の登熟も平年より早まっていると報道されております。間もなく稲刈りの時期となりますが、この猛暑の影響がどのくらいあるものなのか心配されるところでもあります。

次に、協定の関係であります。8月18日には、株式会社タカカツホールディング様と、万葉クリエイトパークキャンプ場整備運営等に関する協力協定を締結しております。

協定の内容としては、キャンプ場の整備運営に関する協力や、キャンプ場利用促進に関するイベント等の開催など、タカカツグループ内企業のお力をお借りしながら来年4月オープンに向け、皆さんに楽しんでいただけるようなデイキャンプ場にしたいと考えております。

次に、お祭りの関係では、翌19日にタカカツ万葉パーク場を会場に、おおひら万葉まつりを開催しております。当日は、キャラクターショーや陸上自衛隊第6音楽隊の演奏、FM番組の公開録画やお楽しみ抽せん会など、そして最後には、約300発の花火を打ち上げております。コロナによる制限をなくしたことから、想定を上回る大勢の来場者にも恵まれ、皆様には最後まで楽しんでいただけたのではないかと考えております。途中、

雷雨も心配されましたが、まつり会場周辺のみが祭りの間降らず無事終了しており、議長をはじめ議員の皆様方にご来場に深く感謝を申し上げます。

次に、村民体育大会の関係であります。これまで9月の第1日曜日に開催していましたが、今年度からは、歩け走ろう大会と組み合わせ、おおひらスポーツ交流会に名称を変更し、10月8日にタカカツ万葉パークを会場に開催することと決定しております。

2.8キロを歩くコースと、5キロを走るコースを設けるほか、モルックやターゲットバードゴルフなど、4種類のニュースポーツが体験できますので、ぜひ議員の皆様におかれましてもご参加いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、9月21日から30日までの10日間、県下一斉に秋の交通安全県民総ぐるみ運動が展開されます。運動期間中は、主要交差点での街頭指導などを開催し、交通安全啓発活動を推進してまいりますので、議員の皆様におかれましても各種行事へのご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、今年度は、23日に黒川地区交通安全宣言大会が大衡中学校講堂を会場に開催されますので、高橋議長様をはじめ議員の皆様にもご出席をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

最後になりますが、仙台育英学園の甲子園準優勝、バスケットボール男子におきましては、日本代表が48年ぶりに自力でのオリンピック出場権を勝ち取る快挙を達成しております。来年のパリオリンピックに向け、さらに高みを目指し、快進撃されることを期待するばかりでございます。

以上、報告申し上げますが、本定例会に提案いたしました案件は、23件であります。

議案第47号は、大衡村学校給食センターの設置、管理及び職員に関する条例の一部改正で、移設に伴う住所表記の改正を行うものであります。

議案第48号は、大衡村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、政省令等の施行に伴う改正を行うものであります。

議案第49号は、大衡村家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、省令の改正に伴う改正を行うものであります。

議案第50号は、大衡村放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、国からの通知の改正に伴う改正を行うものであります。

議案第51号は、村道路線の認定を行うもので、宅地開発に伴い、海老沢3号線、糸繰海老沢線、五反田・亀岡線の3路線の認定を行うものであります。

議案第52号は、村道路線の変更を行うもので、沓掛団地線の終点を延長するものであります。

議案第53号は、令和5年度一般会計予算に2億7,007万4,000円を追加するもので、歳入の主なものは、村税、地方特例交付金、国庫支出金、繰入金、繰越金及び諸収入の増額並びに県支出金の減額、歳出は、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費及び予備費の増額並びに衛生費の減額であります。

議案第54号は、国民健康保険事業勘定特別会計予算に1,103万5,000円を追加するもので、歳入は繰越金の増額、歳出は予備費の増額であります。

議案第55号は、下水道事業特別会計予算に20万円を追加するもので、歳入は繰越金の増額並びに繰入金の減額、歳出は下水道事業費の増額であります。

議案第56号は、介護保険事業勘定特別会計予算に4,690万円を追加するもので、歳入は繰越金の増額、歳出は基金積立金、諸支出金及び予備費の増額であります。

議案第57号は、戸別合併処理浄化槽特別会計予算の歳入の補正で、繰越金の増額並びに繰入金の減額を行うものであります。

議案第58号は、後期高齢者医療特別会計予算に84万4,000円を追加するもので、歳入は繰越金の増額、歳出は、広域連合納付金及び諸支出金の増額並びに予備費の減額であります。

議案第59号は、水道事業会計予算の補正で、収益的支出に20万円を、資本的支出に8,829万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

報告第8号は、住宅使用料の債権を放棄するものであります。

報告第9号は、水道料金の債権を放棄するものであります。

報告第10号は、財政健全化法に基づき、健全化判断比率並びに資金不足比率を公表するものであります。

認定第1号から認定第7号までは、令和4年度各種会計決算認定7件であります。

以上、議案13件、報告3件、認定7件、合わせて23件を提案いたしますので、原案どおりご可決を賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（高橋浩之君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、一括方式と一問一答方式の選択制として実施してまいります。

それでは、通告順に発言を許します。

通告順1番、佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 通告順1番、佐々木金彌です。

一問一答方式で質問させていただきます。

村道沓掛団地線の整備計画を問うと題しましてお伺いいたします。

この松原地区の沓掛団地が増設されてから久しくなりますが、この団地は国道4号、7号線への出入口が1か所だけということで大変不便を期しており、冬の期間は大変危険な状態であります。そこで、今回、第52号議案で予算等出されたわけですが、私ちょうど体調不良でこれを詳しく聞く機会を逃しましたので改めてお伺いしたいと思うわけです。また、地元の方々も大変期待しているところでもありますのでお伺いいたします。

議長、座って質問させていただいていいですか。立ったままですか。どちらでもいいのかな。

議長（高橋浩之君） 申し訳ないけれども立ったままの状態をお願いします。

10番（佐々木金彌君） 了解いたしました。

議長（高橋浩之君） 体調がもしよろしくないのであれば着座でも構いませんけれども。

10番（佐々木金彌君） いやいや、大丈夫です。

その中で、この整備計画が出てきて、今回予算も見通しが立ったということで、今回実施されることになるわけですが、年度ごとの整備計画について詳しく教えていただければ。また、その財源というか予算のことを実施計画書には載ってこないの、その点について計画だけでもお伺いしたいと。それとともに、どこに抜けるかという予定ですね。今回も委託設計ということで設計の段階であろうとは思いますが、地元の方々ほどの辺に抜けるんですかということで、地権者を含めて大変興味を持っておられるわけです。特に年度、いつ完成するのかなということでは、国道側に抜ける方などは457号にわざわざ出なくても抜けられるんだよという点。それからそういったものをお伺いしたいと。

2番目に、地権者とか住民に対して説明とか意見の聞き取り、そういったものをどのようにして伺うのかということも改めてお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長、答弁。登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 佐々木金彌議員の村道沓掛団地線整備計画を問うとの一般質問にお答

えいたします。

まず、1点目の年度ごとの整備計画と予算についてのご質問でございますけれども、村道沓掛団地線につきましては、平成21年6月11日に村道認定された国道457号を起点とする延長約180メートルの通り抜けのできない行き止まり道路となっております。

平成31年2月には、松原区長及び沓掛団地内移住者の方々から、当該路線を延伸させ行き止まりが解消されるよう道路の整備を要望されていたものの、財源調整の関係から事業には着手できない状況となっておりますが、今般、財源となる防衛調整交付金の財源調整にめどがついたことから、本定例会で村道路線の変更及び調査に係る委託料の補正予算を提案させていただいております。

なお、次年度以降につきましては、地権者の方々への説明と財源調整を図りながら、用地補償契約と改良舗装工事を途切れなく進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の住民や地権者への対応についてのご質問ですが、先ほどの答弁のとおり、今年度は測量調査設計を計画しており、計画案がまとまり次第地権者の方々への説明を行うとともに、要望のあった沓掛団地の方々に対しても説明させていただく機会を設けてまいりたいと考えております。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今、ご説明いただきましたが、ここ21戸ほどある団地の出入りだけではなしに、やっぱり地元の方々、この52号の図面で見ても180メートルに対して延伸が180メートル近くを考えているような設計の著し方でございます。これは財源が防衛の予算だということですので、委託料が1,750万円であれば、総事業費としてはどの程度のことを考えていらっしゃるのかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 課長のほうから答弁させます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） これからの測量調査実施設計を組んでからになりますので、おおよその概算金額ということでご理解いただければと思うんですが、総事業費といたしまして約7,000万円程度を見込んでいます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 地元の人なんかの話をちょっとすると、この地権者、大体3名ぐらいのような私も伺ってたわけですが、そういった中ではどの辺に抜けるのだろうかとい

う、この沓掛座府線に直接抜けるのか、それともお墓からの松原霊園からあそこのほうに抜ける道路と接触するのかということで、道路間の落差、土地との落差等を心配していろいろ私どもも聞かれる点がありますが、その点の計画としては課長たちはどういうルート、この示されたルートを現在基本にしているのかと改めてお伺いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ご質問のとおり、提案しております議案第52号の村道路線の変更についてで議案第52号別紙のほうをお示しさせていただいておりますが、現在のところ、おおむねそのルートで計画をしております。詳細はご質問にもありましたとおり、高さの関係とか、あと接続する道路との交差点、視距の関係、安全性を考慮して詳細のほうを決定してまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 地権者等の話し合いとかというか、予算つかないやできないことですが、打診はしておるのかという意味で改めてお伺いします。何名ぐらいというか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね想定される地権者はございますので、事前に相談のほうはさせていただいているという状況でございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 設計が出てくるということは、大体の了解を得たというふうに感じているわけですが、それとともにこの団地の中に公園のようなものがあつたということで、それらについてはこの図面等は見るとあまり関係ないのかという意味で改めてお伺いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 現在想定しているルートですと、今ある現道部分をおおむね真つすぐ通り抜けるような形になりますので、大きくは公園のほうにも影響はないかなというふうには感じておりますが、ただ、公園敷地の一部につきましては、道路敷地にかかるということが見込まれますので、その辺の部分は高低差の関係等を含めて現況測量をさせていただいて、それに設計案を重ねた中でどのように影響あるかというのを判断させていただきたいというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 設計がまだ決まらない段階でこういうことを聞くのはちょっと無理か



などと思いますけれども、実施計画が、舗装までの予定が7,500万円何々という案件が示されております。7,500万円というとそんなに大した工事ではないなというような気がするわけですが、年度として何年ぐらいの計画で考えていますか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 先ほど、総事業費約7,000万円というふうに申し上げさせていただきました。概算7,000万円ということで、ご質問のとおり財源の関係、あと地権者との今後の協議という形になりますので、はっきりとした年数は申し上げられませんが、ご質問のとおり今回の7,000万円という事業費という形になりますと一般的な話で申し上げますと、2年目に用地補償関係を進めさせていただきまして、3年目以降に工事という形になると思います。工事につきましては、事業費の関係で、あと財源の関係で1年または2年というふうな形が一般的ではないかというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 財源は全て防衛の調整交付金を予定しているということですか。一般財源の持ち出しというか、当てがあるのでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 財源調整の関係になりますけれども、おおむね8割から9割ぐらい交付金、防衛交付金を充当させていただいて、残りにつきましては一般財源というふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 役場側として村側としては、この話を進める際には団地住民だけに説明していくような考え方で進めるのでしょうか。地権者、下に二、三件あるわけですが、この方々は用地の関係者ということですが、それと話を進めてこの計画を実行する予定ですか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まずは、道路の計画の案のほうを測量させていただきながら、先ほど申し上げました交通安全の関係等も踏まえて、計画案のほうを村のほうでまず検討させていただいて、それを基に地権者と、また、団地の方々に対して説明をさせていただいて、ご意見等を踏まえながらまとめていきたいというふうに考えております。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） この図面を見れば、工事として進める段階になれば、村道座府線のほ

うから工事を進めるのかどうかということになるかと思いますが、でない  
457号のほうが車の出入りというのが大変危険な状態が進むと思うんですが、やっぱり  
この路線について、何て言いますか、地元の区長はじめ一般の方はほとんど知らない  
という状態なんですか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） そうですね、要望をいただきましたのが平成31年に松原区長と  
団地内の当時居住されておりました全世帯の方々からご要望いただいております。それ  
以外の方々につきましては、地区内でどのような情報を共有されているかというのは、  
ちょっと詳細は把握しておりませんが、そのような経緯で今回その事業化に至ったもの  
でございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 村側の説明では、最初は道路の整備を要望されたとき、財源調整の関  
係からとありましたけれども、実際には地元の住民でもちょっと異なった考えの方もい  
たので実施できなかったという私の記憶がございます。そういった意味では、今話を聞  
くと全員が希望しているということなんですね。工事についても住民側は全て協力する  
体制のようなお話を伺っております。そして、長い間待たせられた道路ですので、ぜひ  
幅、農地なので大した金額も変わらないことなので、希望されるような安全な道路をぜ  
ひ造ってもらいたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 課長が今まで申したとおり、平成31年2月に区長をはじめ、地区団地  
の皆様からの要望ということで村側として承っているところであります。

今現在、子供たちは小学生が12人、それから中学生、大衡中学校、黎明中学校とござ  
いますけれども、5人いらっしゃいます。また、未就学児は11人ということで計28名の  
子供たちがこの団地の中にいらっしゃるということで、大衡村では本当に多い人数が、  
子供たちがいるところではないかなと思っているところであります。そういう部分も考  
えますと、やはりこの道路の必要性、そういうものもとても大きくなっているところが  
ありますので、私もこちらは早急にやっていきたいところでもございました。それで財  
源のめどが立ったということで、こちらに着手する考えとなったことでございます。

議長（高橋浩之君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今、村長のおっしゃったとおりでございまして、数少ない子供たちの

安全を守るためにも、ぜひこの点について早急に実施していただきたいということで、当初はここに信号をつけてくれ、横断歩道をつけてくれという現状を知らない方々の声がありました。でも、それはできませんよという話をするとがっかりされた記憶がございます。そういった意味では本当に待ち望まれる道路なので、ぜひとも早めに進めていただく、また、私ちょっと質問しました公園のような近くに松原の公園もありますけれども、遊具とかもあまりないんです。そういったものを財源的には一般財源になろうかと思えますけれども、そういう検討も含めながら工事の計画を進めていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今、村長からお答えしましたように、子供たちも多いということで、今回道路計画の部分で一部公園用地もちょっと縮小されるというところもありますので、その辺住民の皆さんの意見もお伺いしながら、また、あと財源の関係もありますので、そういったところも含めまして一緒に検討させていただきたいというふうに考えております。

10番（佐々木金彌君） 終わります。

議長（高橋浩之君） 以上で、佐々木金彌君の一般質問を終わります。

通告順2番、鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 通告順番2番、鈴木和信。

一問一答方式で質問をさせていただきます。

件名につきましては、給食センター整備事業について並びに企業立地促進奨励金等の交付実績についてお伺いをします。

1番目の給食センター整備事業につきましては、新聞等によりまして7月4日から6日まで3日間によりまして社会面で大きく掲載をされまして、村民も非常にびっくりしていた状況でございまして、それ以降議会におきましても全員協議会並びに臨時会等でもいろいろご審議をしたわけでございますが、その結果、設計ミス、プロポーザルの在り方、村のチェック体制等様々な指摘を受けましたが、今後どのような取組をするのか5点お伺いをしたいと思います。

村民に対する説明は、いつ、どのようにするか、どのように考えているかというのが1点目でございます。

2点目につきましては、設計業者の設計ミスというようなこともございましたが、そ

の対応はどのように考えているのか。

3番目、村はプロポーザルに対しましては、不関与ということでございましたが、いろいろプロポーザルは、結果的には村が不関与ということではなくて、やはり関与すべきではないかというようなことも指摘を受けておりますので、この辺の今後の対応についてどのように考えているかお伺いをしたいと思います。

4番目でございますが、村としましては、今回、村長もお話をしておりますが、村にも責任はあったということでございますので、そのような今後のチェック体制についてはどう考えているのかお伺いします。

最後5番目ですが、村として村民に対するはじめ、このようなことになったことに対してはじめをどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

件名2件目の企業立地促進奨励金等の交付実績についてでございます。

村内進出する企業に対しては、企業立地促進奨励金並びに雇用促進奨励金の交付を受けることは、非常にありがたいお話でございまして、企業が進出する一つの引き金にもなっているというのが現実で、私もすばらしい考えだなということで思っておりますが、これまでの企業立地促進奨励金並びに雇用促進奨励金を受けた企業数、年度別の実績はどのようになっているのかお伺いします。

また、これまで奨励金の交付決定の取消し等をした事例はあるのか、併せてお伺いします。

そのほか3番目としまして、企業立地奨励金は操業開始から5年間をかけて交付をしますが、5年後に操業を中止または廃止した場合については奨励金の返還がないと理解しておりますが、他の奨励金、これにつきましては私の知ってる範囲では補助金適正化法ですか、農業関係ですと8年間はお金を返さなければいけないというようなこともございますが、そういうふうな返還の対象はこれは5年となっておりますが、もうちょっと長くはならないのかどうかということについてもお伺いしたいと思います。

4番目は、返還を受けた奨励金につきましては、引き続き交付決定事業者の地位を継承できると考えられますがどうでしょうかということで書いておりますが、ここでは、途中で企業が廃業した場合、残り5年以内であれば継承をできないのかどうかということでございます。

また、企業立地奨励金と雇用促進奨励金は両輪のごとくでございますので、期限が来たら大衡の方々を雇用していただくというふうなことが建前といたしますか、その促進

でございますので、雇用促進奨励金の交付の実績または村民の雇用の実態についてお伺いしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） 鈴木和信議員の1件目の給食センター整備事業についての一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の村民に対する説明は、いつ、どのように考えているのかとのご質問ですが、今回の学校給食センター整備事業に係る説明につきましては、今後、農業関係をテーマに絞った住民懇談会開催を検討しておりますので、その機会を捉え説明していきたいと考えております。

次に、2点目の設計業者への対応はどのように考えているのかとのご質問ですが、今回の事業で生じた工事変更の大半が設計ミス等に起因するものであり、このことについては設計業者でも対応の不備を認めていることから、当該案件に係る設計業者への対応については、他の自治体の例も参考にしながら事業完了後、工事請負業者審査委員会に諮り、しかるべき対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の不関与を指摘されたプロポーザルへの村の今後の対応はとのご質問ですが、基本的には業者や製品の決定に関して深い関与をするものではありませんが、公共事業として公平公正かつ適正なものとなるよう、また、疑念を抱かれることのないよう、発注者としての請負業者への指導は必要と考えており、今後、県等の指導も仰ぎながら対応してまいります。

次に、4点目の村としての今後のチェック体制はとのご質問ですが、これまでも業者からの成果品に関して複数職員によるチェックを実施してまいりましたが、専門性の高い業務に関しては、職員によるチェックには限界があることから、設計積算を含む委託業務や施工時の管理業務を一級建築士が存在する設計事務所に委託している状況にあります。今後については、発注者として職員の資質向上に努めながら、必要に応じて関係課連携した確認や担当職員以外も含めた設計書審査を実施するなど、体制の強化を図ってまいります。

次に、5点目の村としての村民に対するけじめをどう考えているのかとのご質問ですが、今回の事業で生じた指摘事項を踏まえ、県等の指導を仰ぎながら、また、他の自治体等の取組を参考にしながら、今後は発注者としての在り方を再点検し、その中で改善

すべきことは改善すること。また、チェック体制の強化や職員のスキルアップに向けた取組等を強化することで責任を果たしてまいりたいと考えております。

次に、2件目の企業立地促進奨励金等の交付実績についてのご質問にお答えいたします。

1点目の、これまで企業立地促進奨励金、雇用促進奨励金を受けた企業数、年度別実績はとのご質問ですが、企業立地促進奨励金につきましては、平成13年に第2仙台北部中核工業団地の分譲開始に合わせて条例を制定したもので、平成14年に第1回の交付をして以来、土地買い増しも含め、今年度交付分まで19社総額14億639万9,800円を交付しております。直近5年間の交付実績としては、令和元年度4社4,770万4800円、令和2年度4社4,336万1,500円、令和3年度5社8,032万100円、令和4年度6社7,435万1,700円、令和5年度6社7,061万3,900円となっております。

また、雇用促進奨励金については、これまで2社へ56万円、今年度交付予定分の3社24万円を含みますと、合計で延べ5社80万円となる見込みになっております。

次に、2点目のこれまで奨励金の交付決定の取消し等をした事例はあるのかとのご質問ですが、過去に奨励金の交付途中に当該企業が倒産したことによる返還が1件、また、交付途中に企業の生産準備のため操業中止により交付期限を1年延長したものの、再開が難しいことから、5年間で交付する奨励金のうち4年目まで交付手続を完了したものが1件ございました。

3点目の企業立地促進奨励金は、操業開始5年後に操業を中止または廃止した場合には、奨励金の返還がないと理解されるが、他の補助金同様8年間は返還対象としてはどうかとのご質問ですが、ご質問の他の補助金同様8年間の返還対象がどの補助金を示すのかは分かりかねますが、国庫補助金等における補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律における事項は5年と規定されており、さらに各種法令や民法や判例によって10年時効のものもあることは把握しているところでございます。

今回、ご質問の趣旨は十分理解するところですが、様々な角度、特に昨今の経済情勢等を十分に勘案いたしますと、期限を延長することにつきましては、現在のところ考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、4点目の返還を受けた奨励金については、引き続き交付決定事業者の地位を継承できると考えてはどうかとのご質問ですが、交付決定後5年以内に休止、または廃止された土地への立地、いわゆる居抜き物件への奨励金の地位継承であります。本奨励

金の趣旨から考えますと、民々売買は想定しておりません。また、それを可能とした場合、転売目的の取得を容認することにもつながりかねませんので、現在、そのような考えは持っておりません。

最後に、5点目の雇用促進奨励金の交付が少ないようだが、村民雇用の実態はどのご質問ですが、今年アンケートをした結果でございますけれども、66社中企業内内部情報のため未回答もある中、39社から回答をいただき、村として把握している村内企業への村民従事者数は、総従業員数4,441人中176名となっており、約4%程度となっております。御存じのとおり、この雇用促進奨励金は、企業立地促進奨励金の交付対象企業で、かつ新規雇用者を1年以上正社員雇用した場合に交付するものであることから、先ほど1点目のご質問で述べたとおり、交付対象者数、金額にとどまっているのが実態であります。企業側においても、必要な人材、人員の確保には大変苦慮しているとの声を多く伺っております。社内の企業が求める人材をいかに育成していくかという課題は、教育の力によるところが大であります。昨年度からは教育委員会と連携し、村内企業の協力を得て中学生を対象とした職場体験を実施しております。また、役場ロビーでの新規立地企業や既存企業の紹介をはじめ、黒高生を対象とした黒川地域産業説明会等も実施しながら企業にとりましても大衡村に進出してよかったとだけ言いただけるよう、また、村民の方々にとりましてもこの企業が大衡村に進出していただけてよかったとだけ言いただけるように、私自ら先頭に立って最大限努力をしていく覚悟でありますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（高橋浩之君） ここで休憩をいたします。

再開を11時5分といたします。

午前10時55分 休 憩

---

午前11時05分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） それでは、給食センターの第1点目の村民に対する説明はいつどのように考えているかということにつきまして、村長のほうから農業関係にテーマを絞って住民懇談会を開催したいというようなお話がございましたが、この住民懇談会の開催とい

うのはいつ計画をしているものでしょうか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今のところ11月を予定しております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 2点目の設計業者への対応はどのように考えているのかということで、設計ミスということについては十分分かっていることではございますが、答弁の中に、しかるべき対応を図ってまいりたいと考えていますという村長の答弁がございますが、しかるべき対応とはどのようなことなんでしょうか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 最初に、都市建設の課長のほうから答弁させます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 村長の答弁にもありましたとおり、工事請負業者審査会のほうに諮りまして、要綱ございますので、その要綱に基づいて大衡村建設工事入札参加等指名停止要領に基づきまして判断をしていきたいというふうに考えてございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 工事請負業者審査委員会というお話がございましたが、その中で、例えばいろいろ何段階かそういうペナルティー的なものがあるんだろうと思いますが、その内容はどのようになっているかお伺いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） その要領の中に別表というものがございまして、その中の一つといたしまして過失による粗雑工事というものの定めがございまして、今回のものに関しましては、その部分に当てはまるのかなというふうには考えておりまして、答弁にありましたとおり、他の自治体の例を参考にしながら最終的な判断を事業完了後にしていきたいというふうに考えているものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 過失による何たらかんたらって今ありましたけれども、実際的には指名停止とか何かいろんなペナルティーというか、何かそんなのがあるんでしょうか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 要領の、先ほど申し上げました部分に当てはめた場合、指名停



止期間が1か月以上24か月以内というような期間が定められておりまして、そういった基準になっているものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 今、そういうような形で指名停止というか、何かそういうのもあるというところでございますので、工事請負業者審査委員会と先ほど申したと思いますけれども、それに諮ってしかるべき対応のほうをお願いしたいと思います。

3点目なんですけど、不関与を指摘されたプロポーザルへの村への今後の対応というお話でございますけれども、村長のお話では、請負業者への指導をやっていくという考えでございますが、これまでも指導はきちんとやってきたと思うんですけども、今回このようになったわけでございますが、特別何かこのようなことが起きないようにということで、何か特別なことの考えはないのでしょうか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） その質問でございますけれども、今回このようなことになりましたが、やはり複数による職員のチェック体制、村におきましても、そのようなチェック体制の強化、そういうものを図ってまいりたいと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） チェック体制の強化って口では言いますが、やってるうちにまたそういうことになりますので、きちっとマニュアルとか何かそのチェック体制、例えば1人でやる、課でやることではなくて村全体としてやっていくというお話も聞いたような気がしますけれども、やはりそういうふうなものをきちっと確立をして、マニュアルとかそういうふうな組織も確立をしてやらないと、初めてやる仕事については担当者だけでは、担当課だけでは負担が大き過ぎますので、やはり村を挙げて取り組むようなそういう推進体制を新たにつくるということが望ましいのではないかと思いますので、今後もそういうふうな指導をきちっとやるということで、内部のきちとした体制をつくるというのは非常に重要となると私はと思いますが、村長いかがですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、鈴木議員も申したように、やはり内部のチェック体制もとても大事なことになると思います。そちらも今お話があったようなことも含めながら、また、必要に応じて関係課、やはり連携、こういう部分もとても大事になると思いますので、担当課以外を含めた職員の中で設計、審査とかそういうものを実施するなど体制の強化

を図ってまいりたいと思っておるところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） そのように県の指導も仰ぎながらというお話もあったと思いますので、まさに分からないときは、やはり県とか何かの指導をよく仰いで、今後のことが二度と起きないようにという村長の強い意志もございますので、その辺きちっと取組をやっていただきたいなと思っております。また、村として今後のチェック体制の中で、一級建築士というふうなことでお話がありました、実際的には村の今の職員の中ではそういうふうなチェックをできる職員はいないというふうなことなんでしょうか。お伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今現在、一級建築士はいません。その資格を持っている方はいません。二級建築士の資格を持っている職員がいるということでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 一級建築士がいなきゃいけないということではございませんので、二級建築士もそれなりの実績もあると思いますので分かると思いますけれども、やはり分からないときはそういうふうな形で先ほどと同じように、県または今までの経験を生かした形でできる、やはりこちらのチェックをする体制を取らないと、職員にたくさん負担がかかるということになれば、職員も非常に苦勞することになりますので、やはり前にもそういう研修の機会を職員にも与えて資格が取れるのであれば資格を取らせて、この建築士だけではなくて、いろんなことについてそういうふうになっていくと、もっともっと切磋琢磨して職員環境もよくなると思いますので、そういうふうな全体的なそういう村職員の資質向上に努めていただければなというふうに思うわけでございます。

あとは、設計書を審査をするといった場合は、やはり一級建築士はいなくても一級建築士いる事務所に頼むようなお話をしておりましたけれども、実際的にはそういう形で今でも一級建築士が在籍をする設計事務所に仕事は頼んでチェックをしてもらってるということで理解してよろしいんですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 施工時の監督業務という部分でそういうことをしていただいていることとなりますけれども、詳しくは課の課長のほうから答弁させます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 設計業務で成果のあった成果品を別の設計業者のほうに委託をしてチェックをかけるというような体制は行っておりません。

先ほど村長のほうで答弁させていただいた内容につきましては、あくまで村の職員としてチェックを行っていた、これからの部分につきましては、担当職員だけではなくて、担当職員以外も含めて設計書審査を複数人で行うというようなことで答弁をさせていただいたものでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） そのようにしていただくことによって、二度とこのようなことのないようにできると村長は確信しておりますか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね、そのようにやっぱり職員の資質向上に努めて、これからこのようなことが起こらないよう、皆さんの職員のみならず一人一人の資質向上に努めて、また、一つ一つ丁寧にチェック体制強化をしていく、そういうことに努めてまいりたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） そのような形で、今後二度と同じような間違いが起きないようによろしくお願ひしたいと思います。

あとは5番目なんですけれども、村として村民に対するけじめをどう考えていますかということについて、一応質問をいたしました、その中で改善すべきことは改善をするというふうなお話をしたと思うんですけれども、実際的には、具体的には何を改善する予定なんですか、お伺ひします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 何度もお話しておりますけれども、やはりミスがないようチェック体制、そういうものをきちんとしていく。また、1つの課だけでやるのではなく、それに関連した複数の課でいろいろな協議をしながら、強い、その業務に対する体制強化を図ってまいりたい、そのようなことでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 今まで質問をしてきて十分な答えを得ていますが、今後の村としての考えというのを伺ひ、5点にまとめさせていただきました。いろいろまだまだ分からないこともたくさんあると思ひますけれども、村民に理解いただけるような形で事務遂行を

お願いしたいと思います。

次に、企業立地促進奨励金についてお伺いをいたします。

こちらにつきましては、工業団地を造って企業に来ていただいて、大衡村の方に働いていただくというふうなことで奨励金を出しているんだろーと思えますけれども、これまで19社で、何か14億ぐらい出しているということで、すごい実績でそのぐらいの会社も来ているんだなと理解をいたしますが、逆に雇用促進奨励金が合計延べ5社で80万円というふうにお聞きしたと思うんですけれども、8万円ですから5年間、仮に5年間で延べでございますからあれですけれども、100人ですかね。100人がこの奨励金を会社とさせていただいたというふうな理解でよろしいんですか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 8万円です5社でございますので、100人ではなく10人ということになります。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 大変失礼しました。

結構いたんだなと思ったんですが、10人ということは片方で14億円奨励金、土地の取得に対して出して、雇用については10人で80万円というふうなことですから非常に少ないと思うんです。少ないのにはそれぞれの理由があるとは思いますが、一つは、これ平成13年につくったときに8万円というのが出てるんだろーと思うんですけれども、それから20年たって今でも8万円というのは、何か今の時代に合わないのではいか。これ年間8万円ですよ。1か月8万出しているわけではないですから、年間に8万円ということは非常に今となれば少ない金額ではないか、改正をすべきではないのかと思うぐらいの金額だと思うんですけれども、そういうことで立地奨励金をもらったところでない駄目だということでもございますけれども、村長は10人しか配ってないということについて、これを改正すべきだとは思いませんか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 1年で8万円というか、1つの企業が雇用したときに8万円を1回だけお渡しするという形になっているのが現状でございます。1回につき8万円、1人につき8万円ということです。それで、鈴木議員の今質問ですけれども、この金額をもう少し増額してはどうかというような質問の趣旨でよろしいかと思うんですけれども、やはり今人材不足、企業、いろいろ5番目の質問でもお答えさせていただきましたが、人

員の確保がとても大変になっております。そういう部分では大衡の子供たち、やはり大衡にある企業に就職がなかなか難しいというか、もう県外に出てしまっている方々、そういう子供たちが多ということも今現在ある状況でございます。そんな中で、やはり企業にもお手伝いをいただきながら、これから給付型の奨学金制度、そういうものも村と企業とタイアップしながらやってまいることで子供たちが大衡村で仕事に就けるような、そのような体制の強化も図ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） まさに給付型といいますか、奨励金ですね。これは平成13年につくったときは、これで一応使命を果たしたと思うんですけども、今村長がお話したとおり、今後はそういう形でやっていくということであれば、それはそれとしていいと思うんですけども、もしそういうふうな考えがないとすれば、非常に時間がたっていることですから奨励金はもっとアップして大衡村の方を企業で雇用していただくというふうなことがいいのではないかと。何か予算的には年間100人だから800万円だかの予算、年間あるようでございますので、今までたった10人しか使われていないということについては、金額が安いからか、それとも人材がなかなか見つからなかったのか、いろいろ問題はありますけれども、その辺を検証していただければありがたいなと思っております。

また、企業立地奨励金については14億円ということで、これまでもらった中で廃業というのは1件は辞めて、1件はちょっと留保したり何だりして5年、1年間留保したっていうから4年間はもらっていたんだろうと思いますけれども、必ずしも企業でも全部が優秀というわけではありませんので、時代の流れ、そう変わることもあると思いますけれども、私は5年間あげて5年後にはい辞めましたって言ったときに、何かせっかく村のお金を出してやったのに潰れたというか廃業したっていうことではもったいないような気がするものですから、もうちょっと返していただくのは8年間とか何かこう引張ったほうがいいのかというふうな私の思いで一応質問はさせていただきましたけれども、一応いろんな法律関係上5年が時効とか何かというような話も聞きましたので、最長10年ということでございますので、農水省の事業ですと何か8年ぐらいというのが結構あるというふうなお話も聞いてますので、今すぐどうのこうのということではありませんけれども、せっかく村のお金を出すわけでございますから、一生懸命大衡村で操業していただいて固定資産税とか何か大衡村に納めていただく、法人税納めていただく

ようなそういう仕組みを取っていただくとさらによいかと思いますので、辞めたときがどうのこうのというわけではございませんけれども、やはり先ほど民々売買は基本的にはないんですよというようなお話を聞いたような気がします。民々売買は想定していないというような村長お話がありましたけれども、1回土地開発公社とか県から買った当時は、何か廃業したとき、それを売るときは個人売買というのはできない形になっているんですか、お伺いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 最初の質問の中で、鈴木議員の質問で、給付型奨励金ではなくて奨学金制度を確立していきたいということですので、ご理解いただきたいと思います。

また、雇用促進奨励金につきましては、大衡の子供たちでなければこちらのほうは企業にお支払いすることはできないということも付け加えて申しつけないかと思っております。

また、今の質問に対しては、産業振興課のほうからご質問のお答えをさせていただきます。

議長（高橋浩之君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えをいたします。

工業団地の土地ということで、大衡村の場合は宮城県の土地開発公社のほうで売買した土地ということになっております。ですので、その中で売買の契約書の中では、あくまで譲渡の部分というのは10年間禁じている部分はあるんですが、やむを得ずそういった状況になった場合は、土地開発公社の承諾を得るといようなことに売買といたしますか、何らかの事情で廃業なりして次の方にお譲りしたいということにつきましては、協議をしていただくという形になっておりまして、今回のケースについても協議がされて、それを承認されたということで新たなところが取得されたということになっているところでございます。

議長（高橋浩之君） 鈴木和信君。

3番（鈴木和信君） 私も分かりませんでしたけれども、そういうことで土地開発公社の後日承認をいただいてやっているということで、今回、廃業して何もなくなってしまうと大衡村にとってはマイナスになりますけれども、新たに企業が入っていただくということになれば、それは非常によいことだと思いますので、できれば今までそうやって奨励金等についても、もし残っていれば次に新たに入る会社のほうに継承していくというよう

な方法もいいのではないかというお話をしましたが、今回よく内容を聞いてみますとよく理解できましたので、その辺についてはぜひ私のほうでも勉強させていただきたいというふうに思います。

あとは、5点目の先ほどの起業促進奨励金につきましては、先ほど村長のほうからもご指摘いただきましたけれども、そういうことで大衡村の若い方々をやはり大衡村で働いてもらうために、こういう雇用促進奨励金だけではなくて、そういうふうな村長のお話したようなことでも結構でございますので、そういうものをもっともっと出していたでいて、また、先ほど村長のお話の中にいろんな教育委員会と何か勉強会をして、大衡の子供たちにも企業体験といいますか、職場体験というのをさせていただくというお話で、非常にいいことだと思いますので、何か中学校にはそういうふうな体験の学習もあるというふうに理解しておりますので、ぜひ大衡村に来ている優秀な企業を見ていただいて、将来的にはここで働きたいというふうなことを、みんなが子供たちが思うような進め方をしていただきたいと思います。

以上で私の質問は終わります。

議長（高橋浩之君） 答弁は。

3番（鈴木和信君） 答弁は、答弁は要りません。

議長（高橋浩之君） 以上で鈴木和信君の一般質問を終わります。

次、通告順3番、小川克也君。

4番（小川克也君） 通告順位3番、小川克也です。

一問一答方式で2件伺います。

まず、1件目の奥田地区内の県道について。

衡下団子沢地内から奥田中沢地内を結ぶ路線新設計画が平成14年より事業休止しております。その間、仙台北部中核工業団地内の企業進出に伴い、交通量は年々増加傾向にあると感じます。そのような状況の中、令和元年9月、一般質問で佐野議員が奥田地区内の県道整備の要望強化について、私も令和3年12月、路線新設計画の進捗状況について、再度佐野議員が令和4年6月、横断歩道の設置要望について伺った経緯があります。あれから4年、何ら変化進展が大きく見られないと感じます。宮城県では、ものづくり分野の企業誘致の推進に向け、松の平3丁目に新たに造成して用地を整備し、令和7年4月に分譲を開始されます。残り3年を切りました。分譲開始し、企業が進出し始めたら、奥田地区内の県道はこれまで以上の交通量になると懸念されます。これまで県に対

して、本村では奥田地区内の関連情報の提供、要望活動など様々されてきたと聞いております。その関連として3点について伺います。

1点目の、路線の一部に土地の境界が未確定となっている箇所があることから、事業休止となっている路線新設計画、進捗状況はどうでしょうか。また、路線図をお示してください。

2点目、県では5年に1度、全国道路街路交通情勢の調査を実施されております。その調査結果は。

3点目、奥田地区内県道の道路や標識等の損傷状況はどうでしょうか。

次に、2件目の公共交通の今後の在り方について。

令和3年10月より試験運行をスタートさせたデマンド型交通、これまでアンケート調査の結果を基に、より必要性が求められるデマンド型交通の拡充を図り、住民の移動手段が的確に確保され、また、万葉バス及び駒場線を廃止しスクールバス化させ、小中学校の子を持つ保護者からは、登下校時間に合わせ運行をいただき大変助かっているとお聞きします。公共交通が本当によい形になりつつありますが、1点目である中学校3年生の皆様へと題して、先月お知らせが保護者宛てに来ました。その内容について伺います。

2点目に、公共交通に関するアンケート調査を実施されました。その調査の実施目的、概要と調査結果を伺います。

議長（高橋浩之君） 村長、登壇願います。

村長（小川ひろみ君） それでは、小川克也議員の1件目の奥田地域内県道についての一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の路線新設計画の進捗状況と計画図（案）についてのご質問ですが、県道大衡駒場線は、国道4号から県道石巻鹿島台色麻線まで、現延長約5キロの路線であり、平成7年度に村道から昇格されて以来、平成13年度まで整備された路線であります。しかしながら、路線の一部に筆界未定となっている箇所があることから、平成14年度より事業が休止されている状況にあり、衡下竹ノ内沢地区から奥田中沢地区までの約1.3キロが未改良となっております。県道大衡駒場線については、宮城県土木建築行政推進計画及び部門ごとの個別計画となる宮城の道づくり基本計画にも事業候補として位置づけられているものの、実施時期は令和7年度以降とされており、事業再開には用地取得の見通しがつくことや、県事業の優先順位及び財源の見通しなど、総合的な判断の



もと決定されるとのことです。村といたしましては、事業再開に向け関連情報や情報の提供や地権者交渉等に協力しながら継続的に要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目の交通量の調査結果についてのご質問ですが、県では5年に1度の調査となる全国道路街路交通情勢調査を令和3年度に実施しており、日中の12時間交通量で2,536台、24時間交通量で3,119台の調査結果となっております。この調査結果は、前回調査した平成27年度から比較すると、昼間・夜間とも交通量は減少しておりますが、今後、新たな工場の稼働が予定されることや、現在、松の平3丁目の再造成工事が進められており、さらなる企業進出が見込まれることなどを踏まえ、再び交通量は増加傾向になるのではないかと考えてございます。

次に、3点目の道路や道路標識等の損傷状況についてのご質問ですが、県では継続的に区画線の設置や舗装の穴埋めなど、維持管理作業を実施していただいているところではございますけれども、全体的に舗装の傷みや歩道部にも凹凸があるなど、補修が必要な箇所が多く残っている状況であります。村では、県への要望は行っているところではありますけれども、限られた予算での対応となっていることなどから、なかなか補修が進まない状況となっております。村といたしましても本線の重要性は十分理解しており、事故防止と交通安全の観点から継続的な要望を行ってまいります。

次に、2件目の公共交通の今後の在り方についての一般質問にお答えいたします。

まず、1点目の中学3年生の皆様へのプリントの内容とのご質問ですが、今年7月の中学校3者面談の際に配付したもので、今年度から万葉バス及び駒場線が廃止されることから、これらのバスで黒川高校へ通学している学生のみを特例としてデマンド型交通の利用を可能としている点と、現在中学3年生からは、デマンド型交通の利用はできない旨をお話ししたものです。

次に、2点目の公共交通に関するアンケート調査の主な実施の目的、概要、調査結果についてのご質問ですが、アンケートは特別養護老人ホーム等を除く大衡村全世帯1,965世帯へ8月14日に発送し、8月31日まで回答をいただくよう実施したものです。

目的といたしましては、現状の公共交通に対して住民の方々がどのように思っているのか、意向の確認、試験運行中のデマンド型の交通の本格運行に向けた課題の検討材料の収集等です。対応ですが、廃止した万葉バスと駒場線、運行中の三本木大衡線、デマンド型交通の3点について、それぞれ利用の有無と目的、さらに自由記載欄を設け

て実施したものです。なお、調査結果については、現在集計分析中のため、答弁できかねる状況でございますけれども、8月末の回収率は29%となっていることをご報告申し上げます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 1件目の1点目から再質問させていただきます。

進まない理由として、用地の買収がまず難航が極めているというのが原因の一つだと思いますが、本村でもいろいろ要望活動を行っていると聞いております。その要望活動を今までどのように行ってきたか、また、この用地の取得の実現性について、本村ではどのように思っているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 私も仙台の土木事務所のほうに何度と足を運んでいるところでございます。それは、大衡仙台線、やはりこちらのほうが今とても重要なことになっていましたので、そちらのほうに行きながら、また、こちらの奥田のほうの質問にありましたこの路線についても要望しているところでございます。また、詳しくは都市建設課長のほうにお答えさせます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） これまでの要望の状況ということでございますが、直近ですと先ほど村長からお話ありましたとおり、直接の要望活動ではございませんが、先月29日でしたか、仙台土木事務所の所長のほうに別件で要望させていただく件がありまして、その際にも村長のほうから所長のほうにこの県道の整備要望のほうを申し伝えさせていただいております。また、担当課長レベルではございますが、仙台土木事務所の副所長のほうに今年の6月16日に訪問させていただきまして、この県道の件も含めて、また、その他の県道の件も含めて舗装補修等も含めて、現状の報告と補修の要望等をさせていただいているという状況でございます。また、ちょっと遡る形になるんですが、令和2年10月に前村長でございますが、要望書という形で当時の仙台土木の所長のほうに要望書を持参しまして要望させていただいているという経過がございます。

あと、用地の件でございますが、これまで用地の関係の課題になっていた件につきましては、村のほうからも関係者の方にコンタクトを取る機会がございまして、そういったことを仙台土木事務所のほうとも連携をさせていただいてコンタクトを取らせていただいているという状況がございまして、個人対象者でございますので詳しい内容は申し

上げられませんけれども、以前の状況からはちょっと一歩進んだ状況かなというふうに把握しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 村でも様々地権者と交渉、また、県の要望活動様々本当やっているのは聞いております。しかし全然進まない理由でもあります。今後、地権者との交渉を重ねる上で、やはり必要以上に対話を重ねる、信頼関係を構築させる、そのようなことも村でも計画性を持って進めていくべきだと私は思います。県の事業であるものの、やはり村でも協力していかないと進みませんので、松の平3丁目、今県が整備している以上何かの協議で話合われるのではなく、計画性を持って県知事を交えて協議を話合われていたいただきたいと思いますが、その辺についてどうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 地権者の関係につきましては先ほど申し上げましたとおりそういった経緯がございまして、コンタクトを取る機会、関係者の方とコンタクトを取る機会がありまして、以前より大分状況的には進んだ状況になったのかなと、話合いができる状況になったのかなというふうに理解しているところでございまして、一方で、県の事業のほうといたしましても村長の答弁にありまして、他の事業との優先性の問題だったり、財源の関係等々県の内部事情等もあるようでございます。そういったところを村として後押しするという意味では引き続き違った形で、先日も村長要望させていただいたという話をさせていただきましたが、また違った形でも強力な要望活動を展開させていただきながら、より事業化が早まるような形を取る必要があるかなというふうにも考えているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） そのような形で、違った形で今後も必要以上に県、地権者と要望活動を進めていただきたいと思います。

次に、路線図、今タブレットにお示しいただきました。事業に必要な用地、一部未確定ということではありますが、ほかの用地取得については確定であるということですのでよろしいでしょうか。一番住民ではこの土地、うちの用地入ってるんだやという住民もいますので、その辺確認したいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） タブレットのほうにお示しさせていただきました赤線で記載し

たルートが計画ルート、都市計画決定されているルートとなっておりまして、この部分が計画のほう線となっております。この区間内の大半の部分がまだ用地の取得、県のほうではされてないという形になりますので、今後この区間につきまして、まず県のほうでは事業化を再度起こすというような形が必要になりまして、そのあとに再度地権者のほうとの用地の確認をしながら用地の協力を求めるというような形の流れになるのかというふうに把握しているものでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 事業が休止して約20年、21年たっていますよね。21年以上たっているかと思います。世代も代わって、やはりこの奥田路線新設計画、分からない世代ともなっているかと思います。いま一度こういう計画があるんだよということを奥田地区の皆さん、また、区長に何かの機会でお示ししていただいたらいいのかなと思いますが、その辺村長いかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 小川克也議員のおっしゃるとおりだと思います。

21年以上、やはり年月を重ねるとやっぱり世代の交代、様々な問題もございますので、そういう部分を踏まえながらこれから先ほど課長も申しましたけれども、令和7年度以降、やはり予算の関係上令和7年度以降の位置づけということと、あと用地買収のめどがまだすっかり立っていない部分もございますので、そういう部分も含めながらきちんとした対応を改めてその計画に基づいて当たってこの道路の改良、また、その新設に当たってどのようなことが必要なかを再度分析いたしましてお示ししていきたいと思っておりますので、そのときはご協力をお願いしたいと思います。

議長（高橋浩之君） すみません、この件続きますか。小川克也君。

4 番（小川克也君） ちょっと先の話になりますが、今後、この事業が進んで用地も取得して、事業始めますよとなった場合、どのような順序を踏んで完成までどのぐらいかかるんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 一番地元の住民の皆さんからは関心あるところだなというふうなところは承知するところでございますが、なかなかどのぐらいかかるかといいますと、やはり県の事業でもございますし、財源の関係等々の兼ね合いもございますので、ちょっと村の立場としてこの辺、ここの場でちょっとコメントの部分はなかなかしにくい部

分がございますのでご理解をいただければと思います。

議長（高橋浩之君） ここで休憩をいたします。

再開を午後1時といたします。

午前11時50分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

議長（高橋浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。小川克也君。

4番（小川克也君） 先ほど路線新設計画が順調に進んだら完成はいつですかと伺ったところ、課でも想像がつかないと、まだまだ先の話じゃないのかなというところでもあります。

そこで、そういう状況の中でいつ事業再開するか分からない、その間に奥田地区内の交通量は年々増加傾向にあるのかと思ったところ、調査結果では減っているということでもあります。減っている原因としては理由としてはどのように把握しているのかお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 明確な分析はございませんが、工業団地にアクセスする路線系統が複数ありますので、そういったところに交通量が分散している傾向があるのかなというふうには解釈しているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 分散されていると。今ですが様々なルートあります。榎田戸口線舗装工事させていただきまして、終わりまして、そちらから入る方もいるようです。今後、そういう分析があるので、分散しているから交通量が減ったのであれば、そういう分散させる、村でも取組、そういうことを考えていくべきではないのかなと思いますが、その辺どのような考えですか。お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 工業団地内の企業、複数社ございます。その中で従業員のほうにどういった通勤経路をというのを指定されているものなのかとか、そういったところにつきましているいろいろ情報交換をさせていただくのはいいのではないかなというふうに今の質問をお受けして感じております。その中でそういった交通量の分散なりという部分のところ意見交換の中で可能なものであれば、そういったことも一つの方法として検

討できるのかなというふうに感じております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 何かの機会があればお話しさせていただきたいということではありますが、トヨタ自動車東日本の方は、従業員、奥田側を通過してトヨタの裏を通る。裏を通過ということは、やっぱり奥田を通過して出勤するようにという、何かそのような指導をされているようです。村側としても奥田の事情、本当に住民は県道に出るのに朝夕は本当次から次へと車が来るものですから、大変だ、危険だという声がこれがずっとあります。そういう声を何か機会、トヨタ関連工業団地の企業の皆様にお話をさせていただき、分散をしていただく取組、本村でも本格的に考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今のご質問をいただきまして、そういった方法も一つの、まずは最終的にはご質問ありますとおり県道の整備促進のほうの要望なり、その地権者との交渉等は並行して当然ながら進めていきますけれども、その間の暫定的な交通状況の緩和という方法としては、今ご質問のあった企業との情報交換を通じながらそういった取組も検討をしていく必要があるのかなというふうに感じたところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 繰り返しになりますが、奥田地区の交通量、松の平3丁目の企業進出とともにこれから間違いなく増えていきます。重大な事故が起きてからでは本当に遅いのかなと思います。小学生の子を持つ保護者は、毎日バス停まで送り迎えしているそうです。危険、本当に交通が多いから危ないから毎日見送りしているんだと言っております。その辺も重々理解していただき、理解してるとは思いますが、その辺村長、ぜひトヨタに行くときはこの事情をお話ししていただき分散していただくような要望活動をしていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、小川議員がおっしゃっていたこと、また、都市建設課長がお答えしたことを聞いておりましたけれども、やはりこれから交通量の問題、奥田の交通量の問題は、調査によれば減っているという状況はあるみたいですが、これがどのような形かという分析までしてないということが本当にありますので、そちらも企業とやっぱりいろいろお会いする機会があれば、どのような形になっている経路なのか、

そういうことも分析していきたいと思ひますし、また、松の平3丁目の造成工事、45ヘクタールの中の30ヘクタールが企業、そしてあと残りの何でしょう、未分譲地ですか、その部分も27ヘクタール、そういう部分がございますので、合わせて約五十七、六十ヘクタール近い分譲をしなければいけない、これから行ふ予定がありますので、企業が来たときにどのような交通ルートを行つたほうがやはり分散してお互い同じような形の交通量にするものがあるものなのか。また、そこがどのような形で企業に受け取られて、何ていうんですか、そちらをきちんと理解していただけるか、そういうものもお互いに協議しながらやっていきたいと思ひますので、ご理解をしていただきたいと思ひます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 海外では分散、車が多いところでは、車が多い国では奇数ナンバー、偶数ナンバーと日分けて通勤している、国というかそういう情報もありますので参考にさせていただき、そのような分散するような取組を本村でもしていただきたいと思ひます。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） そうですね。そのような海外においての取組、そういうものも偶数奇数で分けるといふのもすごい取組だなと思ひますし、初めてお聞きしましたけれども、そういうものも自分の中でもいろいろ見聞しながら企業とタイアップしてまいりたいと思ひます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 次に、3点目の道路や道路標識等の損傷状況について答弁いただきましたが、現況は本当にそのとおりでございます。皆さんにもぜひ共有していただきたくてタブレットに入れましたので、このような奥田の状況ということで見ただけならばと思ひます。このような損傷状況、村でも県に対して情報提供を逐次やっているようですが、情報提供しても進まない状況でもあります。県でも優先順位があるものの、先月やっと、やっとですよ、センターライン引いていただきました。要望活動をしているものの、本年度近況、このような損傷状況についてどのように要望活動を行ってきたのかお聞きしたいと思ひます。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 県道の損傷状況につきましては、村のほうにも通行者の方から通報いただくこともありますし、村のほうもパトロールの中で気づいた都度現場の写真なんかを撮りながら県のほうに随時写真を添えて状況を報告して修繕等を要望している

という状況でございます。先ほどもお答えさせていただいたんですが、今年度6月だったんですが、県の仙台土木事務所の担当の方も大幅に担当者替わられたというのがありますので、これまで要望させていただいた内容を整理しながら、主に整理しながら、仙台土木事務所のほうへお伺いさせていただいて、細かい点含めて要望させていただいているといった状況でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） そのようなお願い要望活動しておられるところではございますが、今タブレット皆さん拝見しておりますよね。ナンバー1に関しては、湧き水、ここは以前からずっと湧き水が出ておりました。舗装工事、これ一部してもらったものの、これ改善されるものなのか。また、特に注意するのがこれナンバー3と4、線形誘導表が劣化しているので、一般以前の一般質問でも交換の要望、もう交換したほうがよいのでないかと質問した経緯もあります。前村長、答弁では逐次要望活動してまいりますと言っているものの、その辺もこの写真を添えて現地調査を行った上で県土木事務所、要望先と一緒に現地調査を重ねた上で要望活動を今後もやっていただきたいと思います、その辺伺います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 写真の提供ありがとうございました。

1番については、やはりこの状況、これは赤水が出ているのか、何かさびのような鉄のような湧き水が出ている部分もございますし、また3番4番につきましてもロープでガードレールがなかったり、あとは矢印の標識が全然色もなくなっているような形、こういうものもきちんとした撮影をしていただいたことに心から感謝申し上げます。この部分もやはり土木事務所のほうにきちんと提示させていただきまして、先日行ってまいりました。すぐ本当に喫緊で行ったところでございますので、これからも今月中、もし行く機会、機会というかこれを持ってこのためにだけでも行ってまいりたいと思います。

また、先ほども毎日バス停まで送っている親御さん、そういう方々も子供もいるというお話もございました。安全安心な道路ということ、やはり子供たちの命もこの道路によって何かあってはいけないことでございますので、そういう部分もお話をした上で令和7年度以降ということでもございますけれども、予算の見込み、多分県におきましても全体を見なければいけない部分でありますので、優先順位として今大衡仙台線も要望活動させていただいておりますし、この奥田線も多分次の段階になると思いますが、その



段階も踏まえながら要望活動を重視してまいりたい、そのように思ったところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） また、以前佐野議員が横断歩道設置の要望として一般質問した経緯があります。村ではバスの通学利用も多く、利用者の安全対策については優先順位が高いということを認識しているということでしたが、その後安全対策推進会議などのお話、どのようにされてきたのかお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 以前の一般質問をいただいた際もそういったご要望というかご意見を踏まえまして、そういった状況につきましては、速やかに公安委員会のほうには話をさせていただいて、設置の要望という形はさせていただいておりますが、なかなか横断歩道の設置の基準、あるいは優先順位等々というのもあってそういったところの実現には至ってないというところがございますが、村のほうの対応といたしましては、その都度速やかな対応という形では取らせていただいているということでご理解をいただければと思います。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 路線新設計画が再開した後でも、まだまだ完成までは年月が本当にかかります。その間奥田地区の交通量、繰り返しますが交通量が増加、横断歩道の設置や道路標識等の補修も迅速に今後行っていく必要がありますが、なかなか県事業ですので進まないわけでありまして。現状としては、路線新設計画が、まだ先の話になりますが、これ完成した場合、今の奥田地区内の県道は村道に戻るのか、そのまま県道なのか。その辺お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今の段階でそういったお話は県のほうとの協議の話題にもなっていないところではございますが、やはりこういったこの新設事業、県道のバイパス的な整備をされた場合につきましては、その路線の通行状況を見た場合に地元の市町村に移管されるというケースは多いというふうに考えております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、まだ現段階ではそういった協議の段階には入っていないという状況でございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 早かれ遅かれ路線が完成すれば村道に戻るということでよろしいでしょうか。

議長（高橋浩之君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 先ほど申し上げましたとおり、現段階で協議の段階には入っておりませんが、それもそういった移管される可能性としてはあるというふうには承知してございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 村道に戻るということでありますが、先ほどの損傷の件、県管理だから遅い、対応が。これ村が管理すれば二、三年、ずっと放っておかないと思うんですよ。都市建設課後藤課長はじめ建設課と一丸となって大衡村の整備に尽力されておりますので、これを奥田地区内の県道を村道に戻して村管理として、今後整備していくような考え、村長どうでしょうか。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） やはり新しい新設の奥田線ができない限り、そこを村道とするということではできないという状況にあると思います。やはり今の状況で二、三年で村道に戻して直すとかということではきっと無理なことであろうと私は思っております。やはり県道古館奥田線、ここのがきちんとできた段階で返してもらうことが交渉の上であるものなのかとは思いますが、今の段階で答えられることではないという部分でご理解していただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 本当に県ですので、要望活動を行っても修繕工事とかいろいろ事業を進めるには本当に遅いです。その間、やはり松の平3丁目に企業進出して、交通量が本当に繰り返しますが増えていく一方です。何とか奥田地区内の県道、住民からもいろいろと要望も出ておりますので、そういうところを県道じゃなくて村道に戻して管理していただきたい。再度、村長お願いします。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 先ほども申しましたけれども、やはりきちんとした県道が新しい新設の県道ができない限りは、やはりこちらを村道に戻して今の県道を村道に戻すということはきっと難しい部分があると思いますので、そこをご理解した上で、また、今回企業誘致の部分も私も一生懸命やっているところでございますけれども、その企業におかれ

まして分散という形でこの道路をなるべく、何ていうんでしょうか、公平に使われるような形で交通量をそんなにこちらだけに偏ることのないような形でやっていくことがまずは優先だと思いますので、その旨でご理解していただきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 繰り返になってしまいますので、今後もやはり県への要望活動、これは都市建設課だけでなく、企業誘致を進める産業振興課にもぜひ何かの機会があればこの奥田の状況を説明いただき、企業誘致も進めていただきたいと思っておりますし、また、これ皆さん担当課、何かの機会があれば、ぜひ県そして工業団地の皆様にもこの状況をお話ししていただきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 答弁、同様の質問が続いておりますけれども、その件、最後まとめて村長。答弁願います。

村長（小川ひろみ君） 先ほども、繰り返しになりますけれども、やはりそのとおりなんです。十分承知しております。都市建設課だけじゃなく、企業誘致の課である産業振興課、その部分もですし、あと教育委員会もだと思います。教育委員会もやはり子供たちの安全、こちら団地もございますので、その部分の子供たちがいることも重々承知でございますので、各課共有した認識のもと私たちやはり県への要望は絶えることなく知事はじめ土木事務所、いろいろな方々へ強くこれからも要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 次、2件目に移ります。

公共交通の今後の在り方について。

1点目の、中学校3年生の皆様のプリント内容でございしますが、内容について事前のプリント、もしお持ちであれば一文読んでいただきたいと思っております。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） では、この文書は企画財政課のほうで提出をしておりますので、そちらのほうから読ませていただきます。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広） ご質問いただきました中学3年生の皆様へのお知らせの内容という原文を読ませていただきます。

大衡中学校3年生の皆様へ、タイトルがデマンド型交通の利用についてです。

本文です。

現在、デマンド型交通は、今年度から廃止となった万葉バスや駒場線によって通学に支障を来してしまう黒川高校の学生のみを例外として乗車可能としております。括弧して二、三年生は、日常的にバスを利用した学生で、1年生は進路選択時にバス廃止が分かっていなかったと。バス経路付近に家がある方、括弧閉じでございます。しかしながら、令和6年度からにつきましては黒川高校以外に進学する方々との平等性を保つため、デマンド型交通の利用はできませんので、進路選択をする際にはご留意をお願いいたします。大衡村企画財政課名で出させていただきます。教育委員会を通じまして中学校からお渡しをさせていただいたものでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） ありがとうございます。このプリントの内容についてちょっと何点か確認したいと思うんですが、今の高校一、二年生は2年生、3年生に上がった方は乗れるでよいのか。また、文面に平等性を保つためデマンド型交通の利用はできませんとあります。平等性を保つためということではありますが、以前に万葉バス、駒場線は黒川高校前まで運行しておりました。私は、以前も運行していますので平等性を保つというのはちょっとおかしいのではないのかなと思いますので、その辺説明お願いしたいと思いません。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広） お答えいたします。

まず、この文面の平等性を保つためということにつきましては、他の高校に通っていらっしゃる方もいらっしゃいましたということで、今年の3月末でバスを廃止した時点で、現在昨年の中学3年生が進路を決定する際には住民バスは走っておりましたので、それらを利用するという仮定の下に黒川高校を進路先として選択された方についてのバスの、バスといいますか足の確保をするということで例外的にデマンド型の利用を可能としているものでございます。公平性につきましては先ほどお答えしたとおりでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） すみません、一、二年生は今後も使えるということによろしいですか。もう一度確認します。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広） 現在、デマンド型交通を登録されている方いらっしゃいます。廃止前にバスを利用されていた方、あとは昨年の中学3年生でバスを利用する予定で黒川高校に進路先として決定した方について例外的に利用をお認めするというごさいます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） 今デマンド型交通、高校生利用登録者数もさほど多くないですね。たしか4名、5名ない。その中で1名か2名毎日使っているのかなと思います。黒高に入学する生徒、毎年大衡村は20名もいないと思います。その中で登録者数も登録しても若干名だと思います。運行費、人件費もさほど変わらないのかなと思います。その辺工面していただき、来年度も運行できるような形、私は必要だと思いますが、その辺繰り返になりますがお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広） 現在、デマンド型交通を利用登録されている方、6月にも一般質問でご質問いただきましたけれども、当時5名でありましたが、8月末現在で8名となっております。こちらの8名の方はいずれも黒川高校1年生でございます。現状毎日日報等を確認してはございますが、3名から4名の利用となっております。現在デマンド型交通、この4月から2台体制で運行はしております。現在5名ずつ程度の利用可能としておりますので、現状では10名程度が利用可能ではありますが、その地区、利用申込みされた行政区を大体東西に分けてその配車をしておるところでございますので、朝の7時半の便、第1便ありますけれども、こちらは前日の夕方までの利用申込みとなっておりますので、あまり多いとその方々が全員乗れるかという確約はできないところがありますが、現状としては朝の便につきましては四、五名程度の利用となっております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） デマンド型交通、本当によい形で構築していくのかと思った矢先にこういう保護者あてにプリントが来て大変残念だなと正直思いました。登録、乗車している方も先ほど四、五名ということでありまして、登録者数も以前より増えております。やはり住民はデマンド型を利用して黒高に通いたいという方も中には周知が行き渡って、知れ渡って住民も利用したいと思う方が増えてきたのかなと思います。ぜひ増えていくのであれば、今、ミニバン利用していますが、キャラバンとかハイエース、そういう大

きい車に変更して乗車させていくとか、そのような少し高校生に対してもっと交通弱者ですので、高校生は。その辺をちょっと理解していただき、デマンド型交通利用させるべきではないでしょうか。村長どうでしょうかね。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 今、こちら先ほど答弁でも申しましたけれども、この公共交通に関するアンケート調査をしているところでございます。その分析もまだ終わってないところでもありますので、きちんとした回答はまだできないところでもありますけれども、やはりこのデマンド交通、これからの交通弱者、高齢者の方々、また、小川議員が言った高校生、そういう方々の利便性をよくするためという部分ではとても大事なことだと思えますので、そのアンケートの結果を見て、きちんと分析をした中でやってまいりたいなと思っているところでございます。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 次のアンケート調査を基に考えていきたいということですが、その前にこのプリントの内容の意思決定というのは村長なんですかね。ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） こちらの文書ですか。通知したのが私の決定したものかということですか。出したということは私の決定の下で出したことになります。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 様々、考えがいろいろあるようですが、今回のアンケート調査行っております。

次の2点目に伺いますが、まず目標達成のためにある程度の回答数必要だと思います。答弁では29%ということですが、29%ではまだまだ低いのかなと思いますし、締切りが8月30日でしたかね、これもうちょっと皆さんからの声を吸い上げる必要があるのかなと思います。前回は質問、アンケート調査を行ったときもたしか30%以上いってなかったかと思います。もう少し皆さんからの声、頂戴すべきだと思いますが、その辺お聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） やはりアンケート調査でございますので、こちらとしてはアンケートに対応してくださる方々、全対象者に出しているわけでございます。その方々がやはり

きちんとした形で返答していただくということが一番大事なことだと思います。その旨でも小川議員がいろいろと視野が広いような形で皆さんの声をすくい上げている部分もあると思いますので、アンケート調査、皆さん出していただきたい、自分の思いをきちんと形に出していただきたいという旨を、また、小川議員だけじゃなく、ここにいらっしゃる議員の皆様方も各地区、自分の知り合いの方々、そういう方々にもお声がけをいただきましてアンケートに協力していただきたい。そのことによってそのパーセント29%以上のいろいろな方々の声を聞いた上で私たちも要望に応えられることは応えていく、応えられないことはなぜなのか、そういうこともきちんとした形で返答していきたい、そういうふうを考えております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） 再度これ無線放送等でまだ出してない方出してくださいよってというような周知もいかがでしょうか、村長。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） とてもいいご意見だと思いますので、そういう旨も追加してまいりたいと思います。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4 番（小川克也君） これまでアンケート調査を行って、調査を基に目的の追加やダイヤの改正など、これまで本当に改善などを行ってきた経緯があります。本格運行までの検討材料としてアンケート調査を行っているわけですが、予定では本格運行令和6年度だったと思いますが、その辺本格運行までのスケジュールをお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広） 現在、試験運行中でありまして。これまでもう既に実質本格運行ではないかというようなご意見もいただいておりますけれども、なかなか今までいろいろ一般質問等でもいただいておりますし、いろいろ委員会等でもご意見をいただいております。その中でもう少し利用率といいますか、そういったものを上げるような方策等ないのかということで、今回も改めてアンケートを取らせていただいたところでありまして。それでその結果、現状の例えば便数も増やしました。指定箇所数も増やしました。台数も増やしました。その中でなかなか利用率が伸びないのがどこに原因があるのかといったところもいろいろ分析しながら本格運行に持っていきたいというふうには考えております。中にはデマンド型交通そのもの、乗り合い自体が嫌だという方も中にはいらっしゃるこ

とも事実でございますので、それを踏まえまして令和6年度4月1日本格運行に向けましてはスケジュールと申しますか、それらに向けて現状と変更点があるのかないか、改善点がないのかといったところもいろいろと考えていながら公共交通会議等に諮って進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） そういうアンケート調査の結果を基に本当によい形になっています。住民も本当に新地域の交通システムが構築しているなど言っておりますし、私も感じております。

最後に、アンケート調査の中で問14あります。自由記入欄、まだアンケート調査、まだ集約しないということでございますが、自由欄にどのようなことが書いてあるのか何点かお聞きしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 企画財政課長。

企画財政課長（残間文広） 先ほどご質問にもありましており、高校生の利用についてもご意見はいただいております。しかし、まだ私全て目を通していませんし、その自由記載欄をまだまとめていない段階でございますので、今後開催されます常任委員会等でお示しをさせていただければと思います。

議長（高橋浩之君） 小川克也君。

4番（小川克也君） まだまとまってないということでございますし、高校生の利用もしていただきたいと自由記載もあります。本当に繰り返し、繰り返しになりますが、大衡村は本当に高校生どこに行くにも不便な土地柄です。村長も重々理解していると思います。ぜひ村長、高校生に対して教材費として3万円を支給したいという考えであります。住民はやはり教材費よりは交通費、支援してほしいという方が私はいっぱいいるのかなと思います。同じ答弁になるかと思いますが、最後にお聞きして終わりにしたいと思います。

議長（高橋浩之君） 村長。

村長（小川ひろみ君） 大衡村の公共交通、こちらのいつ本格運行ということで、令和6年という形になっています。本当は多分、今年9月30日が丸2年になりますので、そこからもしかすると10月1日から本格運行ということもできたかもしれませんが、もう少しこのアンケート調査が終わってない部分も踏まえまして、今年度いっぱいアンケート調査も踏まえた中での調査結果を分析するというお時間も欲しいと思いますので、こ



ちらを分析してこれからの在り方、また、今いわれているライドシェア、小川議員もアンテナが高い方であると思うんですけれども、白タク行為として原則禁止されているライドシェア、こういう部分も解禁論がいろいろなところで浮上しています。そういう部分を見ますと、一般ドライバーが自家用車を使って有料で運ぶ仕組みなんですね。そういう部分ももう海外ではどんどん進んでいってるわけです。そういう部分を見ますと、もしかすると日本においてもこれが早急に進む可能性もあるという部分が、いろいろなところに私も会議に行きますと、この議論にもなってきております。そういう部分も、私もやはりアンテナを高くして見据えていながら、このライドシェアができるようになれば、各地域で運転免許を持っていれば普通の方々がドライバーとして乗せていけるような形の仕組みになってまいりますので、そういうこともいろいろと今回、やはりタクシー業者も高齢者のタクシー券、高齢者等、体の不自由な方々にもタクシー券もお出ししております。今度、そこもドライバー不足でタクシー会社もとても苦慮しているところもございます。そういう部分を踏まえながらこのライドシェア、この解禁論がどのようになっていくのか、そういう部分見据えながらこの大衡の公共交通、こちらについていろいろと分析してよりよいものに、そして交通弱者の方々が本当にいろいろなところに、外に出て歩けるような形をつくってまいりたいと思いますので、これからどうぞご理解をしていただきたいと思います。

議長（高橋浩之君） 以上で小川克也君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。本日の一般質問を終わりとし、引き続き明日も一般質問を続けることといたします。これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（高橋浩之君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の日程はこれで全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。お疲れさまでした。

午後1時43分 散 会